専決処分の報告について

秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり 専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古 谷 義 幸







秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に 基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月28日

理由

農業委員会等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に 移動が生じたため、改正する。

秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

秦野市実費弁償に関する条例(昭和39年秦野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項」を「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第1項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第15号 秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(実費弁償の種類)	(実費弁償の種類)
第2条 実費弁償は、次に掲げる者に対して支給する。	第2条 実費弁償は、次に掲げる者に対して支給する。
(1) — (6) (略)	(1)-(6) (略)
(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第	(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第
35条第1項の規定により農業委員会の請求に応じて関係人	29条第1項の規定により農業委員会の請求に応じて関係人
として出頭した者	として出頭した者
(8)-(12) (略)	(8) - (12) (略)
附則	
この条例は、平成28年4月1日から施行する。	